

技能講習申込書

【講習日：2023 年 8 月 30 日・ 31 日・ - 日】

受付番号

*受講する講習に○をつけ、以下を参照

①足場	②地山 土止め	③型枠	④木建	⑤建築 鉄骨	⑥ずい道 掘削	⑦ずい道 覆工	⑧コン 造解体	⑨コン 橋架設	⑩鋼橋	⑪玉掛
							○			
⑫高車	⑬小ク	⑭ガス	⑮石綿	⑯有機	⑰酸欠 ・硫化	⑱特化物 四アルギル鉛	⑲ずい道 掘削(特)			

*太枠内をボールペン(消せるボールペン、鉛筆不可)で記入

*以下は当日持参の身分証明書と同一のものを受講者本人が記入(修正液、テープ使用不可・訂正は二重線)

ふりがな			昭和 ☐ 平成 ☐	*満18歳以上の者とする	
氏名			生年月日	年 月 日	満 歳
住所	〒		連絡先	-	-

写真貼付け
縦3cm×横2.5cm
カラーコピー不可

申請前6か月以内に
撮影、正面脱帽

①～⑪事業主証明必要

*以下太枠内を事業主が記入(内容の訂正印は事業主の印を押印)

①～⑩…当該作業経験3年以上(満18歳からの経験期間)

⑪「玉掛」…クレーン等で、つり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6月以上従事

当該作業に 関する 作業経験	西暦	年	月	～	西暦	年	月	(	年	か月)	
	*受講資格：①～⑩3年以上・⑪6月以上(満18歳からの経験期間)										
上記作業経験について相違ないことを証明いたします。											
事業主証明	会社名										
	代表者職 氏名・⑩	⑩									
	所在地	〒									
	TEL	-	-	FAX	-	-	担当者：				
上記作業経験が2年以上 3年未満の場合、学校 名、学部、学科を記入		年 月 科 卒業									
*学歴を証明する書類等を添付											

⑫～⑲事業主証明不要

⑫「高車」…道路交通法の大型特殊、大型、中型、準中型、普通自動車免許又はフォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械、不整地運搬車運転技能講習のコピーを添付

⑬「小ク」…玉掛け、床上操作式クレーン運転技能講習修了証又はクレーン、デリック、揚貨装置運転士免許のコピーを添付

⑲「ずい道掘削(特)」…ずい道掘削作業主任者技能講習修了証のコピーを添付

所属 事業 所	会社名										
	所在地	〒									
	TEL	-	-	FAX	-	-	担当者：				

上記のとおり講習を申し込みます。

申請日： 年 月 日

神奈川労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会神奈川支部長 殿

受講者(自筆)

⑲以外で厚生労働省「人材開発支援助成金制度」を申請される場合は、□に☑を記入 →

□

【申込みに当たっての注意事項】

*この申込書に記載した氏名、生年月日等は、講習を実施する目的以外には使用いたしません。

*受領した受講料、申込書はお返しすることはできません。

添付書類確認欄			確認者	実施管理者	支部	受付
交付 機関名	種別					
交付 年月日	交付 番号					

コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 実施計画書

(登録番号：第100号)

開催日	令和5年8月30日(水)・31日(木)		
開催会場	学科 ヴェルクよこすか 6階 第1会議室 (住所)横須賀市日の出町1-5 実技 (住所)	(TEL) 046-822-0202	
主催 実施	建設業労働災害防止協会神奈川支部 建設業労働災害防止協会神奈川支部横須賀分会	(TEL) 046-822-4888	

	時間	科目	講師名
1日目	9:50~11:00	学科:作業の方法に関する知識(7H)	山内祥嗣 講師
	(休憩 10分)		
	11:10~12:00	〃	〃
	(昼休 60分)		
	13:00~14:20	〃	〃
	(休憩 10分)		
	14:30~15:50	〃	〃
	(休憩 10分)		
	16:00~17:20	〃	〃
	(休憩 10分)		
	17:30~18:30	〃	〃
2日目	9:30~11:00	学科:工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(3H)	山内祥嗣 講師
	(休憩 10分)		
	11:10~12:00	〃	〃
	(昼休 60分)		
	13:00~13:40	〃	〃
	13:40~14:30	学科:作業者に対する教育等に関する知識(1.5H)	〃
	(休憩 10分)		
	14:40~15:20	〃	〃
	15:20~16:10	学科:関係法令(1.5H)	〃
	(休憩 10分)		
	16:20~17:00	〃	〃
	(休憩 10分)		
	17:10~18:10	学科:試験(1時間)	神奈川支部

受講資格	① コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学科教育法による大学、高等専門学校(高専)、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後の上記作業経験が2年以上のもの ③ その他厚生労働大臣が定める者
募集定員	56名